

委員会の運営について

1 宮城県企業局経営審査委員会運営要領（抜粋）

（委員の責務）

第6 委員は、中立かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、自己が所属する団体又は自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係のある事案については、その議事に参加することはできない。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、県及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

2 利害関係のある事案の例

○ 事例 1

- ・ 委員又は委員が所属する団体と運営権者又はその出資企業が、運営権設定対象施設において、事前の県の承認を得て任意事業として共同研究又は共同事業を実施した。
- ・ 事業開始後、当該任意事業が運営権設定対象施設の機能を一部阻害していることが判明した。
- ・ 義務事業の安定性を損なうものとして、県は任意事業の停止を求めたが、運営権者は影響が微小であり、リスクは自らが負うものとして応じなかったことから、県は経営審査委員会に任意事業継続の是非を諮ることとした。

※ 議事に先立ち、議事に係る利害関係を委員会で確認し、審査に与える影響が大きいと委員会が認めた場合には、当該委員は議事に参加することはできないものとする。

○ 事例 2

- ・ （契約締結時点で予測困難な不可抗力に起因して）一定期間水源の水質が悪化し、要求水準を満たす水処理を行う上で追加費用が必要となった。
- ・ 運営権者は実施契約書第 65 条の 2 に基づき、県に対して当該増加費用の負担に関する協議を申し入れた。
- ・ 県はこれまで経験の無い水質悪化の事象に対して、対策の妥当性を経営審査委員会に諮ることとした。

※ 県が運営権者に補償を行うことは、将来的に市町村が支払う水道料金改定に影響するため、関係市町村の職員である委員には一定の利害関係があると考えられる。

※ 一方、委員の持つ市町村水道事業の経験等は審議の参考になると期待できる。

※ このような場合、当該増加費用の多寡の考慮や、委員本人の意見や意思を委員会において確認し、審査に与える影響が大きいと委員会が認めた場合には、当該委員は議事に参加することはできないものとする。

3 利害関係に該当する可能性がある場合の手順（案）

1. 委員は、議事の内容が自身の利害関係に該当する可能性があるとして認識した場合、速やかに事務局に申し出る。
2. 事務局は、委員の利害関係を確認し、議事に先立ち委員会へ報告する。
3. 当該利害関係が審査に与える影響について委員会で審議し、利害関係のある委員の議事への参加可否を決定する。
4. なお、委員は委員会の決定を受けずに、当該議事への不参加を選択することができる。

4 委員の守秘義務について

本委員会で扱う審議事項には、一般に公開することにより、特定の個人が識別される情報（情報公開条例第8条第2号）や、運営権者・株主の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報（同条第3号）等が含まれることが考えられる。

本委員会において、審議内容に非公開情報が含まれるとして、会議を一部非公開とすることを決定した場合には、委員は非公開の審議で知り得た情報を公開してはならない。

【具体例】

- ・ S P C に勤務する従業員の名称等
- ・ 収支計画における費目毎の内訳
- ・ 改築等に係る予算または単価
- ・ 新技術等（知的財産）の内容

附属機関の委員は地方公務員法における特別職に当たり、同法に定める守秘義務及び罰則は課されていないが、個人情報保護及び企業等に損害を与えることの無いよう、運営要領を遵守し、非公開情報の公開は厳に慎まなければならない。

宮城県企業局経営審査委員会運営要領

宮城県企業局経営審査委員会

令和3年12月24日委員会決定

令和4年2月2日一部改訂

(目的)

第1 この要領は、公営企業の設置等に関する条例（昭和49年宮城県条例第8号。以下「条例という。」）第28条の規定に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

- 第2 委員長は、緊急止むを得ない場合を除き、会議の三日前までに議案を添えて、委員並びに当該議事に関係のある臨時委員に、会議の日時及び場所を通知しなければならない。
- 2 委員長は、前項の規定により会議の招集をしたときは、運営権者に対し、遅滞なくその旨を通知し、会議への出席を求めることとする。

(欠席の届出等)

第3 招集を受けた委員及び臨時委員は、事故その他止むを得ない事由により会議に出席できない場合には、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

(Web会議システム利用の可否等)

- 第4 委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web会議システムによる出席は、条例第26条第2項に規定する出席として取り扱うものとし、Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
- 5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

(所掌事務)

第5 条例第22条に基づき、委員会が調査審議を行う具体的な項目は、以下のとおりとする。

- (1) 運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果
- (2) 予測困難な環境変化に起因する運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定の内容
- (3) 利用料金の改定内容
- (4) 改築計画書の内容
- (5) 実施契約書（令和3年12月6日付けで締結した実施契約書を指す。以下同じ。）第80条第2項に定める本事業期間終了時の残存価値の算定内容
- (6) 県及び運営権者との間の紛争内容
- (7) 前号に掲げるもののほか、実施契約書において経営審査委員会による意見を求めることとされている事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本事業等に関し経営審査委員会による意見表明が必要と宮城県が合理的に認める事項（運営権者による情報公開に関する事項を含むが、これに限らない）

(委員の責務)

第6 委員は、中立かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、自己が所属する団体又は自己が従事する業務に直接間接を問わず利害関係のある事案については、その議事に参加することはできない。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、県及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の公開等)

第7 会議の公開その他委員会の運営については、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）及び審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成17年4月1日施行）によるものとする。

(事務局)

第8 委員会の事務局は、企業局水道経営課とする。

- 2 委員会の庶務は、企業局水道経営課において処理する。

(外部アドバイザーの出席)

第9 企業局水道経営課及び運営権者が委託した外部のアドバイザーは、それぞれと同一の立場で会議に出席することができる。

(雑則)

第10 この要領に定めのない事項は、委員会が別に定める。